

公益財団法人公益法人協会 第30回(定時)評議員会議事録

- 1 開催された日時 令和3年6月29日(火) 15時～16時32分
- 2 開催された場所 「仏教伝道センター」8階「和」
- 3 評議員総数及び定足数
総数 25名、定足数 13名
- 4 出席評議員数 21名
(実出席) 秋山孝二、紙野憲三、木戸 寛、小西恵一郎、高橋陽子、吉井實行
(オンライン出席) 伊藤道雄、稲垣裕志、上保紀夫、大貫正男、亀岡晃浩、木村裕士、
島田京子、清水肇子、谷井 浩、茶野順子、徳川義崇、轟木洋子、中野佳代子、
野村 萬、山本晃宏
(注) 徳川評議員は第7号議案説明中の15時55分に退席した。
(欠 席) 尾崎勝吉、渋谷雅英、中嶋康博、振角秀行
(監事出席) 谷村 啓(オンライン出席)
(理事出席) 時枝(雨宮)孝子理事長(以下「雨宮理事長」)、鈴木勝治副理事長、長沼良行
理事(以上、実出席)、太田達男会長、高宮洋一理事、蓑 康久理事(以上、
オンライン出席)
(議案説明及び報告) 雨宮理事長、鈴木副理事長、長沼理事

5 議 題

決議事項

- 第1号議案 「議事録署名人の選出」の件
- 第2号議案 「2020年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件
- 第3号議案 「2020年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並び
に財産目録の承認」の件
- 第4号議案 「理事の選任」の件
- 第5号議案 「監事の選任」の件
- 第6号議案 「評議員の選任」の件
- 第7号議案 「評議員会会長の選任」の件
- 第8号議案 「役員等候補選出委員会委員の選任」の件

報告事項

- ① 役員等候補選出委員会の審議結果
- ② 第62回理事会の審議結果
- ③ 評議員1名から辞任申し出の件
- ④ 団体保険業務に係る変更認定の件
- ⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響と対応状況
- ⑥ 創立50周年記念事業の募金状況

⑦ 印鑑・署名の見直しと登記等

⑧ その他報告

6 会議の概要

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、オンラインでの出席を含めて評議員総数25名中21名が出席、4名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数13名以上の出席を充足していることを確認した。また、オンラインミーティングツール（Zoom）により、オンライン出席者とは互いに音声即時に伝わること、適時的確に意見表明ができることが確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款の規定に基づき、高橋評議員会会長が議長として本会議の成立を宣し、議案の審議に移った。

○ 決議事項

第1号議案『議事録署名人の選出』の件

議長が、本評議員会議事録署名人2名の選出について諮ったところ、谷井 浩、茶野順子の両評議員を出席評議員全員一致で選出した。

第2号議案「2020年度事業報告並びに同附属明細書の承認」の件

第3号議案「2020年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び同附属明細書並びに財産目録の承認」の件

議長の求めに応じ、第2号議案、第3号議案の説明が続けて行われた。

初めに両宮理事長より第2号議案について、次のとおり事業報告の説明があった。

[事業報告]

2020年度の環境認識としては大きく3点のトピックが挙げられる。まず1点目としては、2020年初めから蔓延した新型コロナウイルスにより事業活動に制約を受ける一方で、ITを活用した法人運営、事業活動において新たな工夫を試みてきたこと。2点目は、コロナ禍において、施行後12年を経過した新たな公益法人制度に内在する問題点、具体的に言えば、財務三基準の規制が公益法人の財政的基盤に脆弱性を招きかねないということが一層明らかになってきたこと。3点目は、内閣府の「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」において「最終とりまとめ」報告が公表される等、公益法人のガバナンス強化が注目される一年であったことである。当協会ではこれらの制度環境の動向を注視しながら、前年度から最重要課題とされている公益法人制度改正の提言ならびにその前提とされる公益法人界全体としてのガバナンスの向上に関する諸活動に努めてきた。

2020年度の事業概要であるが、2020年度は、中期経営計画「3ヶ年Kプラン」（2019～2021年度）の2年度目とし、主に以下の基本方針をふまえて事業を実施した。すなわち、2018年12月の「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」で採択された大会宣言（財務三基準関連の是正を含めた3項目の政策提言）の実現を引き続き最重要課題として位置付け、また、大会宣言実現の前提として要請されている公益法人界全体としてのガバナンスの向上

に関する諸活動に努めること。また、公益法人セクター唯一の中間組織であることの自覚と誇りを持ち、会員の利益につながる諸施策、政策提言を引き続き実行すること。さらに、2022年10月の当協会創立50周年に向け、①50周年記念事業、②寄附金募集事業を行うための検討、準備を開始することである。

各主要事業の実施について特筆すべきは、コロナ禍でいかに事業活動を維持、対応していくかが問われるなか、WEB会議ツール等のITシステムを導入し、結果として事業展開にバリエーションがもたらされたことである。

また、前年度から企画検討を始めた創立50周年事業については、企画概要を決定し、その資金調達として募金を開始した。記念事業は、①記念シンポジウムの開催、②『公益法人・一般法人の理論と実務』（仮題）の刊行、③50周年史の発行の三本立て（公益学会の設立は当面見合わせ）であり、募金の目標金額は1,000万円とした。

法人管理面では、事務局長職を廃止し、三部長体制（業務部、調査部、総務部）に完全移行し、使用人兼務の理事の起用等を実施した。また、従来法人管理として実施してきた役員賠償責任保険等団体保険制度については、3月に公益目的事業として行政庁に対し変更認定の申請を行い、先日認定を受けたことをご報告申し上げる。

各事業の実施の詳細は以下のとおりである。

(1) 公益目的事業1（普及啓発事業）

- ・出版事業は、新刊『「公益法人ガバナンス・コード」の解説』を刊行し、5点を増刷、『運営実務』および『会計実務』の改訂作業を進めた。
- ・WEB事業では、WEBサイト、メール通信を通じ、当協会の事業活動とともに、コロナ禍の法人運営に資する情報の配信に努めた。
- ・国内連携事業では、「東日本大震災草の根支援組織応援基金」については、震災から10年が経ち、当初の目的は一定程度達せられたことから、2021年3月の基金配分を最後に寄附募集等の業務を終了した。
- ・海外連携事業では、日・中・韓で年次開催している「東アジア市民社会フォーラム」の第11回が韓国ボランティアフォーラム主催でビデオ配信により開催（11月20日）。テーマは、「ポストパンデミック時代、市民社会組織の役割と責務」。
- ・メディア対策では、「公益法人マスコミ懇談会2020」を開催（10月12日、仏教伝道センター）。マスコミ5社（NHK、朝日新聞、毎日新聞、日刊工業新聞、新宗教新聞）が出席。公益法人をめぐる最近の動向として、内閣府ガバナンス有識者会議中間とりまとめ意見募集および当協会意見、また新型コロナウイルス感染症が及ぼす公益法人への影響等について報告・意見交換を行った。主として、公益法人が純資産300万円を期末で2年連続して切ると強制解散になるという説明についてはマスコミ各社からの質問が集中した。

(2) 公益目的事業2（支援・能力開発事業）

- ・相談事業では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、面接相談を見合わせざるを得ない状況であった。相談の傾向としては、コロナ禍における機関運営や公益法人の財務基準に関するものが非常に多く寄せられた。また、新たな相談体

制に備えるためWEB会議ツールを使用したオンライン相談を試験的に開始した。

- ・セミナー事業では、新型コロナウイルスの影響を受けて年度前半では多くの会場において中止を余儀なくされ、また年度後半では開催回数を減らさざるを得ない状況となった。また、WEB会議ツール等を用いたオンデマンドセミナーを企画・実施した。
- ・内閣府受託相談会は、2010～2017年、2019～2020年に内閣府より受託し10年目となった。新型コロナウイルスの影響を受け開催回数は9回、参加法人数は282法人。
- ・機関誌事業は、昨年に引き続きガバナンスを軸として誌面を展開し、コロナ対応関連の情報提供にも努めた。2021年3月号より「基礎から確認するQ&A」の連載を開始。

(3) 公益目的事業3（調査研究・提言事業）

- ・「公益信託法の見直しに関する要綱案」（法務省）の理解促進のために「新しい公益信託の活用に向けた勉強会」を新たに開催したほか、民間法制・税制調査会、法制・コンプライアンス・税制・会計委員会の4専門委員会、非営利法人関連の判例等研究会を開催。
- ・提言活動では、内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の検討動向への対応、新型コロナウイルスの感染拡大が公益法人に及ぼす影響への対応、令和3年度税制改正要望などについて、政府・与野党に対して実現を働きかけた。

(4) 法人管理

- ・入会23件に対して退会40件となり、期末会員数は1,406件であった。
- ・会員向け新春特別講演会（無料）は、緊急事態宣言に鑑み、WEB会議ツールによるオンライン開催となった（1月21日・29日）。講師は（公財）渋沢栄一記念財団・館長井上潤氏。参加者100名。
- ・2020年度は75万円の黒字予算であったが、新型コロナウイルスの影響で事業収益が伸び悩んだことなどが影響し、最終的にはマイナス160万円となった。持続化給付金等の経常外収益を得たことにより一般正味財産増減額は380万円のプラスとなったものの、新規入会数が前年度比6割減となっていることは懸念材料であり、引き続き会員増強やコロナ禍・コロナ後における新常态を見据えた新たな事業展開の工夫が喫緊の課題である。

[計算書類]

次に、議長の求めに応じて、長沼理事・総務部長より第3号議案について次のとおり説明があった。

まず、貸借対照表についてであるが、当年度は、特に新しい資産の購入やリース契約はしておらず、負債及び正味財産の当年度合計は1億3,299万円であり前年度より660万円ほど減少した。主な要因としては、①退職給付引当資産の減少（職員1名の退職）、②リース資産の減少（印刷機やシステムサーバーの減価償却費の影響）である。また、正味財産については、当年度合計は、6,937万円であり前年度より639万円ほど増加した。内訳は、指定正味財産で前年比プラス255万円、一般正味財産でプラス384万円であるが、指定正味財産については、受取支援金として東日本大震災の応援基金を当年度ですべて使い切った

一方、新たに当協会50周年事業受取支援金が220万円あるほか、海外調査事業受取助成金として、民間法制税制調査会の一環として訪米調査ミッションに助成されたものが200万円、コロナで実施できなかったのが残った状態となっている。また、一般正味財産については、384万円利益を確保しているが、これは持続化給付金、家賃支援金がプラス要因となったものである。なお、個々の資産の詳細については財産目録のとおりである。

次に、正味財産増減計算書であるが、まず一般正味財産について、経常収益2億249万円に対して、経常費用2億410万円であり、当期経常増減額は161万円のマイナスであるが、3月時点での見込みでは140万円のマイナスを想定していたので、ほぼ見込み通りである。

これに経常外収益として、持続化給付金、家賃支援金等で計545万円の収益があったため、一般正味財産全体で見ると384万円のプラスであり、正味財産期末残高は、この一般正味財産の384万円と指定正味財産である50周年事業受取支援金、海外調査事業受取助成金が作用し、前年度と比べて640万円ほど増える結果となり、何とかコロナ禍を乗り切ったと考えている。

事業毎に経常収益の増減の要因をみると、会費について、予算では入会金含め1億1,000万円としていたところ、当年度実績は1億400万円。予算比、前年度実績いずれと比較してもマイナスとなった。これは、入会23件に対し退会40件、純減は17件であることに因る。一方、事業収益については、予算では1億1,400万円としていたところ、当年度実績では8,900万円となり、こちらも予算比、前年度実績いずれと比較してもマイナスとなった。これは出版事業において、新刊が『ガバナンス・コードの解説』1点のみで『運営実務』『会計実務』の改訂版の発行に至らず収益につながらなかったこと、またセミナー事業において、2020年4月、5月のセミナーが緊急事態宣言によりほぼ壊滅状態となり、その後もコロナ予防対策のため1回当たりの参加人数を減らしていることも影響し、予算比、前年度実績比いずれと比較してもマイナスとなったことに因るものである。このほか、プラス要因としては、内閣府受託相談会として相談事業収益553万円があるほか、一般寄附金342万円が挙げられる。

経常費用については、人件費、物件費ともに予算比、前年度実績比ともにマイナスである。人件費については、昨年3月に退職した職員1名の補充を行わなかったこと等による給料手当の減少、賞与2回分の一律減額のほか、相談会の臨時雇用職員見合わせなどで、前期実績比1,500万円のマイナスとなった。また、物件費についても、旅費交通費、印刷製本費、諸謝金、会場費などで大きく予算比マイナスとなった。これは、セミナーが実施できなかったことにより謝金、旅費交通費、会場費等が減額されたほか、訪米調査ミッション中止による旅費交通費の支出がなかったこと、出版事業における印刷製本費の減少等がその理由として挙げられる。

以上の結果、収益計では、予算比マイナス3,360万円、前年度比マイナス2,700万円。費用計では、予算比マイナス3,130万円、前年度比マイナス3,420万円であり、収益も減ったが、その分費用も減り、経常増減額は、決算では160万円のマイナスで、予算比マイナス230万円となったが、マイナス幅は最小限に食い止められたのではと考えている。

最後に、正味財産増減計算書内訳表であるが、公益目的事業ごとの経常増減額は、公益

目的事業1、2、3いずれもマイナス、公益全体で見てもマイナスであり、収支相償はクリアしている。また、公益目的事業比率は約83%である。遊休財産は3,400万円ほどで、当協会の1年分の公益目的事業費約1億7,000万に照らし保有上限額をクリアしている。本日計算書類等をご承認いただければ、ご説明した数値をもとに、行政庁へ事業報告等の定期提出の届けをいたしたい。

議案説明の後、谷村監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第2号議案及び第3号議案に関連して、次の質疑応答等があった。

(小西評議員) 財務諸表に対する注記について伺いたい。重要な会計方針が4点あるが、前期以前は、リース取引の処理方法について記載があったが、当期は記載がない。貸借対照表には、資産の部のその他の固定資産にリース資産が記載されており、財務諸表に対する注記についてもリース資産が記載されている。継続して記載されており会計方法が変更されているようには見受けられないが、当該会計方針を記載しなかった理由について述べて欲しい。

(長沼理事) 小西評議員のご指摘の点は、会計監査の際に中田監事よりご指摘があり、リース取引の処理方法については新制度直後の時は記載している意味があったが、今となっては当たり前になっていることを記述しているということで削除して構いませんとのご指導があったので、削除している。

(小西評議員) 結構である。正味財産増減計算書内訳表について。経常外収益として、持続化給付金をはじめとして3つほどの助成金がかかれていますが、全額公益法人会計に入っており1円も法人会計に入っていないことに違和感がある。家賃支援給付金は、家賃という固有名詞の通り、本財団の計算書類では賃借料に当たると思うが、賃借料についてはほしい8:2で配賦割合が設定されているように思う。ついては、国からいただいた家賃支援給付金についても8:2くらいで配賦し法人会計に入れた方がよいのではないかと思うがどうか。経常外だから法人会計に多少入れても財務三基準には抵触しないことだが、あえて法人会計にはゼロにした考え方を教えて欲しい。

(長沼理事) 小西評議員のお考えももっともだと思うが、当協会としては国あるいは都から給付されたお金は、公益目的事業収益が落ち込み、それを補うものとしていただいたと理解しているので公益目的事業のために使うという方針とした。また、今後継続していただけるお金ではないので経常外収益として会計処理した。

審議の結果、第2号議案、続いて第3号議案を、ともに出席評議員全員一致で可決した。

第4号議案「理事の選任」の件

議長の求めに応じて、雨宮理事長から以下のとおり説明があった。

評議員会会長より理事長に作成依頼があった役員等候補者名簿案が、第62回理事会において承認を受け、また、2021年度役員等候補選出委員会にて候補者として選出され、本評議員会第4号～第6号議案として提出されたので、選任について審議を求めたい。

まず、理事の一部改選案についてであるが、現理事15名のうち、今回改選期に当たる理事は13名であり、このうち1名は再任を希望しない。再任候補者12名、新任候補者1名の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について一人一人説明があり、原案どおり選任された場合、理事総数は改選前と同じ15名となる(定数10～15名)、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

浦上節子、太田達男、片山正夫、岸本幸子、鈴木勝治、高宮洋一、田中 皓、橋本大二郎、早瀬 昇、蓑 康久、山岡義典、渡邊 肇

(新任)

清水肇子

任期はいずれも、選任された日から令和5年に開催する定時評議員会終結の時まで。

なお、任期満了による退任1名は次のとおり。

(退任) 堀田 力

第5号議案「監事の選任」の件

同じく議長の求めに応じ、雨宮理事長から、監事の一部選任案について説明があった。説明によると、現監事3名のうち、今回改選期に当たる監事は1名であるが、再任候補者である。再任候補者1名の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について説明があり、原案どおり選任された場合、監事総数は改選前と同じ3名となる(定数2～3名)、とのことであった。

審議の結果、次のとおり再任を、出席評議員全員一致で可決した。

(再任) 谷村 啓

任期は、選任された日から令和7年に開催する定時評議員会終結の時まで。

第6号議案「評議員の選任」の件

同じく議長の求めに応じ、雨宮理事長から、評議員の一部選任案について説明があった。説明によると、現評議員25名のうち、今回改選期に当たる評議員は11名であるが、このうち2名は再任を希望しない。また、非改選の評議員のうち1名から辞任の申し出があった。再任候補者9名および新任候補者3名の氏名、生年、略歴、当協会との関係等について一人一人説明があり、原案どおり選任された場合、評議員総数は改選前と同じ25名となる(定数20～30名)、とのことであった。

審議の結果、次のとおり選任を、出席評議員全員一致で可決した。

(再任)

伊藤道雄、上保紀夫、大貫正男、木村裕士、小西恵一郎、高橋陽子、谷井 浩、徳川義崇、野村 萬

(新任)

権山紘一 ((公財) 渋沢栄一記念財団理事長)

永沢裕美子（（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会副会長）

西田浩子（（公財）かめのり財団理事・事務局長）

任期はいずれも、選任された日から令和7年に開催する定時評議員会終結の時まで。

なお、任期満了による退任2名及び辞任1名は次のとおり。

（退任）渋沢雅英、轟木洋子

（辞任）清水肇子

第7号議案「評議員会会長の選任」の件

議長の求めに応じ、雨宮理事長から議案説明があった。説明によれば、現評議員会会長の高橋陽子評議員が評議員の改選期を迎えたことから、定款第17条第2項第3項により、本評議員会において改めて、評議員会会長の選定を求めるものである。評議員会会長の任期の定めは定款にないが、これまでは評議員の任期満了の都度、選任を提案している。評議員会会長の改選について、役員等候補選出委員会において意見を求めたところ、評議員としての再任を前提とした、現・評議員会会長の高橋陽子氏の再任に係る提案があった、とのことであった。

審議の結果、上記の提案どおり高橋評議員会会長の再任を、出席評議員全員一致で可決した。

第8号議案「役員等候補選出委員会委員の選任」の件

議長の求めに応じ、雨宮理事長から議案説明があった。説明によれば、役員等候補選出委員会は、評議員会会長を含む評議員7名で構成され（「役員等候補選出委員会規則」第3条第1項）、その選任は評議員会が行い（同第3条第3項）、任期は評議員としての任期と同一である（同第8条第1項）。本定時評議員会において、5名の委員（伊藤道雄、大貫正男、谷井 浩、高橋陽子、徳川義崇）が評議員を任期満了となるが、評議員としての再任は第6号議案にて審議された。非改選の茶野順子、中野佳代子両評議員および評議員会会長に再任されたことで同選出委員会の委員長となる高橋評議員の3名を除く、伊藤道雄、大貫正男、谷井 浩、徳川義崇の各評議員の再任に係る提案が、同選出委員会においてあったとのことであった。

審議の結果、上記の提案どおり4名の同選出委員の再任を、出席評議員全員一致で可決した。

○ 報告事項

以下の①～⑧につき、報告があった。

① 役員等候補選出委員会の審議結果（高橋議長）

第4号～第6号議案にて説明のとおり。

② 第62回理事会の審議結果（雨宮理事長）

今月9日に開催した理事会では、本評議員会に提出するための2020年度事業報告案、同計算書類等案、役員及び評議員候補者名簿案が原案どおり承認された。

③ 評議員1名から辞任申し出の件（鈴木理事長）

6月下旬に、振角秀行評議員から「信託協会専務理事を退任することになったが、信託協会の専務理事という立場で公益法人協会の評議員を委嘱されているのであれば辞めるべきではないか」との相談を受けたが、当協会としては、振角氏個人に対して評議員を委嘱しており、引き続きお願いできるのであればご継続いただきたい旨をご説明申し上げたところ快諾いただいたため、前（一社）信託協会専務理事として引き続き評議員をお務めいた

だくこととなった。

④ 団体保険業務に係る変更認定の件（長沼理事）

これまで、団体保険制度（役員賠償責任保険、個人情報漏えい保険）について、法人管理として事業区分し実施していたが、昨年9月25日開催の第59回理事会において、公益目的事業として変更認定申請を行うことについて承認をいただき、本年3月1日に変更認定申請を行った。6月11日認定答申、認定公示は6月16日である。団体保険業務を公益目的事業2に位置付け、その構成事業に追加し、また、名称を「能力開発及び経営・運営支援事業」に変更した。今年度からは公益目的事業として実施する。

⑤ 新型コロナウイルス感染症の影響と対応状況（長沼理事）

対外的対応としては、相談室については電話相談を中心とし、希望があれば面接相談、オンライン相談を一部導入している。また、内閣府受託相談会については、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の動向によるところもあるが、9月早々にも初回を開催したいと考えている。セミナーについては、コロナ第4波を見越して開催予定数を絞り、またオンデマンドセミナーを実施し、4月～6月前年同期と比べれば売上の1.7倍くらいを見込んでいる。協会内対応としては、時差出勤および在宅勤務を実施中である。

⑥ 創立50周年記念事業の募金状況（長沼理事）

記念事業としては3つを予定している。まず、記念シンポジウムの開催であるが、テーマ案「公益法人・一般法人の存在意義を考える」、会場案等、精度を上げるべく鋭意検討中である。記念出版としては、『公益法人・一般法人の理論と実務』（仮題）を予定し、主筆は雨宮理事長。原稿の一部については7月号以降3回ほど連載予定である。また、協会50周年史の発行については、太田会長が執筆主担当であり現在構想中である。なお、寄附の申し込みについては6月25日現在、個人・団体より約800万円をお寄せいただいている。この場を借りて感謝申し上げる。

⑦ 印鑑・署名の見直しと登記等（鈴木副理事長）

現在、政府により電子政府構想が立てられ、その一環として印鑑（押印）や書面の見直しが行われているが、国と地方公共団体等により対応がまちまちでカオスの状況にある。公益法人絡みでどのような影響が出るかは『公益法人』6月号掲載の解説記事のとおりであるが、まず押印については、①法律に押印の義務が規定され、それが変更されていないもの（例・定款の作成、理事会の議事録）、②一定の場合に印鑑が引き続き必要となるもの（例・書面による登記手続）、③押印に代わり電子署名で可となるもの（例・公認会計士の監査報告書）、④事実上の押印欄がある受取証の類、以上4点が見直しの対象となっている。また、書面そのものについては、①法律押印欄が削除されたもの（公益認定法施行規則、整備法施行規則の様式の押印欄）、②法律の改正により受取証書について電磁的記録で可とするもの（民法486条の弁済受領の受取証書）、③当事者の同意がある場合に受取証等について書面に代わり電磁的記録で可となるもの、以上3点が見直しの対象となっている。今後、政府や地方公共団体で完全整備できた段階では全部をカバーするような報告が必要だが、現時点で公益法人として留意すべき点は以上である。

⑧ その他報告

本年3月に開催された臨時評議員会以降の事業実施状況等につき（上記⑦までに報告した項目を除く）、別添の配布資料を元に各担当理事から報告があった。

以上の報告に対して、次の意見があった。

（小西評議員）50周年記念事業の寄附についてだいぶ集まってきているようだが、理事が3分の1くらい、評議員が2分の1くらい、まだ寄附をされていないのでお願いしたい。そのような中であって代表理事の時枝氏におかれては、一般寄附が350万円ほどされていて、50周年記念寄附と合わせると400万円ほどという極めて多額の寄附をされておられる。本財団のまさに救世主とも言うべき寄附行為に評議員の一人として心から敬意を表したい。

また、先だって担当の長沼理事から、役員変更があった場合の選任日から登記日までの日数について報告があった。2020年は登記に61日間、2019年には47日間、2018年には70日間、2017年には50日間を要している。一般法人法第303条では14日以内に登記を完了することとなっている。特に、2018年は新型コロナウイルスの影響が全くない年であるのに2ヶ月を超える日数がかかっており、あるまじきことだと思う。本日の役員変更に伴う登記は、7月13日までである。ガバナンス・コードなど発信をする前に、本財団自らがコンプライアンスを守ることは当然であり、厳格に対応していただきたい。まずは隗より始めよということで、評議員として注意しておきたい。

（雨宮理事長）法律の義務であるがここまで遅れてしまっていることについては知らなかった。議事録を整え署名をいただくなどの手続対応に時間がかかるものだと思うが、公益法人として法律に則って事業を行うのは当たり前のことである。発破をかけていただき感謝申し上げる。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時32分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は記名押印する。

令和3年6月29日

議長 高橋 陽子

議事録署名人 谷井 浩

議事録署名人 茶野 順子

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名

公益財団法人公益法人協会

総務部総務課長 加藤 利文

総務部総務課主任 松野 亜希子